

4 江 国 協 第 1 号
江東区国民健康保険運営協議会

江東区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記について諮問いたします。
令和5年3月7日

江 東 区 長
山 崎 孝 明

記

江東区国民健康保険条例の一部改正について

江東区国民健康保険条例の一部改正の主たる内容を次のように定める。

- 1 被保険者に係る保険料率等を次の(1)～(4)のとおり定める。
 - (1) 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（第15条の4関係）
 - ① 所得割料率 7.17%とする。
 - ② 被保険者均等割額 被保険者1人につき 45,000円とする。
 - (2) 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第15条の12関係）
 - ① 所得割料率 2.42%とする。
 - ② 被保険者均等割額 被保険者1人につき 15,100円とする。
 - (3) 後期高齢者支援金等賦課限度額（第15条の16関係）
 - ① 賦課限度額 22万円とする。
 - (4) 介護納付金賦課額の保険料率（第16条の4関係）
 - ① 所得割料率 2.23%とする。
 - ② 被保険者均等割額 被保険者1人につき 16,200円とする。
- 2 保険料の減額（均等割額）の判定基準（第19条の2関係）
 - (1) 均等割5割減額に使われる判定所得を29万円に変更する。
 - (2) 均等割2割減額に使われる判定所得を53万5,000円に変更する。
- 3 出産育児一時金を50万円とする。
- 4 実施時期
令和5年4月1日から適用とする。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

令和5年度国民健康保険の保険料率について、東京都が算定する国民健康保険事業納付金等に基づき定めるとともに、関係法令の改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率等を改正する。
- (2) 均等割額の軽減措置について、5割軽減に使われる判定所得を28万5千円から29万円に、2割軽減に使われる判定所得を52万円から53万5千円に、それぞれ引き上げる。
- (3) 出産育児一時金を42万円から50万円に改正を行う。

[令和5年度保険料率等]

		基礎(医療)分	後期支援金分	介護納付金分	
保 険 料 等	所得割	<u>7.17%</u>	<u>2.42%</u>	<u>2.23%</u>	
	均等割	<u>45,000円</u>	<u>15,100円</u>	<u>16,200円</u>	
	減 額 す る 額	7割	<u>31,500円</u>	<u>10,570円</u>	<u>11,340円</u>
		5割	<u>22,500円</u>	<u>7,550円</u>	<u>8,100円</u>
		2割	<u>9,000円</u>	<u>3,020円</u>	<u>3,240円</u>
賦課限度額		65万円	<u>22万円</u>	17万円	

※下線部が変更点。

3 新旧対照表

2～10頁のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

江東区国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次～第9条の10（略）</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42</u>万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>第11条～第15条の3（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>7.16</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万2,100</u>円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する</p>	<p>目次～第9条の10（略）</p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50</u>万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>第11条～第15条の3（略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>7.17</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>4万5,000</u>円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する</p>

額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.28 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万3,200円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。)は、20万円を超えることができない。

額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の5～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.42 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,100円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。)は、22万円を超えることができない。

第16条～第16条の3（略）

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.31（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,600円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第16条の5～第19条（略）

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦

第16条～第16条の3（略）

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.23（介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,200円（介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第16条の5～第19条（略）

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦

課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定す

課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定す

る特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万9,470円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保

る特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 3万1,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保

険者均等割額 被保険者1人につき
9,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等
割額 被保険者1人につき 1万1,6
20円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所
得金額並びに他の所得と区分して計算され
る所得の金額の合算額が、地方税法第31
4条の2第2項第1号に定める金額（世帯
主等のうち給与所得者等の数が2以上の場
合にあっては、同号に定める金額に当該給
与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加えた金額をいう。
次号において同じ。）に28万5,000
円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日
後に保険料の納付義務が発生した場合には
その発生した日とする。）現在においてそ
の世帯に属する被保険者の数及び特定同一
世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を
加算した金額を超えない世帯に係る保険料
の納付義務者であって前号に該当する者以
外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万1,050円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保
険者均等割額 被保険者1人につき
6,600円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等
割額 被保険者1人につき 8,300
円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林
所得金額並びに他の所得と区分して計算さ
れる所得の金額の合算額が、地方税法第3
14条の2第2項第1号に定める金額に5
2万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課
期日後に保険料の納付義務が発生した場
合にはその発生した日とする。）現在にお
いてその世帯に属する被保険者の数及び特
定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得
た額を加算した金額を超えない世帯に係る保

険者均等割額 被保険者1人につき 1
万570円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等
割額 被保険者1人につき 1万1,3
40円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所
得金額並びに他の所得と区分して計算され
る所得の金額の合算額が、地方税法第31
4条の2第2項第1号に定める金額（世帯
主等のうち給与所得者等の数が2以上の場
合にあっては、同号に定める金額に当該給
与所得者等の数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加えた金額をいう。
次号において同じ。）に29万円に当該年
度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料
の納付義務が発生した場合にはその発生し
た日とする。）現在においてその世帯に属
する被保険者の数及び特定同一世帯所属者
の数の合計数を乗じて得た額を加算した金
額を超えない世帯に係る保険料の納付義務
者であって前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万2,500円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保
険者均等割額 被保険者1人につき
7,550円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等
割額 被保険者1人につき 8,100
円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林
所得金額並びに他の所得と区分して計算さ
れる所得の金額の合算額が、地方税法第3
14条の2第2項第1号に定める金額に5
3万5,000円に当該年度の保険料賦課
期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発
生した場合にはその発生した日とする。）
現在においてその世帯に属する被保険者の
数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を
乗じて得た額を加算した金額を超えない世

険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 8,420円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき
2,640円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3,320円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
2万1,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 9,000円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき
3,020円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 3,240円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1,250円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
2万2,500円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

第20条～第25条の4（略）

第25条の5 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第26条～第31条（略）

付則

第1条～第10条（略）

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,265円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,775円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 6,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,550円

第20条～第25条の4（略）

第25条の5 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第26条～第31条（略）

付則

第1条～第10条（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第25条の5第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産につい

ては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険料の改定等について

1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 特別区独自の激変緩和措置及び段階的な法定外繰り入れの解消・縮減のため、賦課総額に算入すべき「国民健康保険納付金」については、平成30年度に納付金の94%を算入することを基準に、毎年度1%ずつ算入割合を引き上げることとしている。

2 令和5年度特別区統一保険料率の抑制措置

(1) 経緯

新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰等により、被保険者の所得環境が引き続き厳しい見込みであることから、特別区長会として保険料率の上昇を抑制する措置の検討が必要と判断し、次の案を検討

- ① 従来通りの算定方法【本来】
- ② 基礎分に対して新型コロナウイルス感染症の影響を反映【案1】
- ③ 基礎分に対して新型コロナウイルス感染症の影響および財政安定化基金取崩額（償還分）を反映【案2】
- ④ 特別区独自激変緩和割合を今年度の97.3%で維持するとともに、基礎分に対して新型コロナウイルス感染症の影響および財政安定化基金取崩額（償還分）を反映【案3】

(2) 検討内容

保険料の検討にあたっては、抑制効果、法定外繰入の増減、後年度への影響及び統一保険料の維持等の観点から検討

【算定結果（基礎・後期・介護の合算）】

	本来	案 1	案 2	案 3
所得割率	12.83%	12.16%	11.95%	11.82%
均等割額	81,300円	78,000円	77,500円	76,300円
法定外繰入額	45億円	182億円	202億円	244億円
一人当たり保険料合計	193,758円 (+22,378円)	186,015円 (+14,635円)	184,885円 (+13,505円)	182,171円 (+10,791円)

※ 法定外繰入額・・・令和5年度特別区繰入額

※ () 内・・・前年度比

【検討のポイント】

	検討のポイント
案 1	法定外繰入額については昨年度並となるが、保険料抑制効果は一定の効果はあるが小さい。
案 2	保険料について一定程度抑制効果があり、法定外繰入額は昨年度よりやや増える。
案 3	保険料について抑制効果は大きいですが、法定外繰入額が昨年度より大幅に増える。また、後年への影響が懸念される。

(3) 検討結果等

① 検討結果

コロナ禍や物価高騰における被保険者の負担増および統一保険料方式を維持という観点から、案3により算定することで、保険料を抑制することとした。

② 抑制効果（基礎・後期・介護合算）

本来の算定方法に比べ、所得割率1.01P、均等割額5,000円の抑制効果

③ 法定外繰入

抑制措置により、特別区全体で昨年度に比べ約56億円の法定外繰入れの増とした。

④ 令和6年度以降の措置

現状では、特別区の激変緩和措置期間は変更せず、令和6年度で終了するよう保険料を算定する。

3 令和5年度国民健康保険料案

項目		令和5年度	令和4年度	増減
基礎分	所得割率	7.17%	7.16%	+0.01 P
	均等割額	45,000円	42,100円	+2,900円
後期分	所得割率	2.42%	2.28%	+0.14 P
	均等割額	15,100円	13,200円	+1,900円
介護分	所得割率	2.23%	2.31%	-0.08 P
	均等割額	16,200円	16,600円	-400円
一人当たり保険料合計		182,171円	171,380円	+10,791円

※ 均等割額の軽減措置について、5割軽減に使われる判定所得を28万5千円から29万円に、2割軽減に使われる判定所得を52万円から53万5千円に、それぞれ引き上げ

※ 出産育児一時金を42万円から50万円に改正

※ 出産する被保険者の保険料について、産前産後期間相当分（4か月間）の均等割および所得割の免除制度の創設（令和6年1月実施予定）

4 令和5年度年間保険料試算

別紙1のとおり

5 政令指定都市との保険料率比較

別紙2のとおり

6 今後の予定

江東区国民健康保険条例改正案を令和5年第1回区議会定例会に追加提出予定

4 令和5年度年間保険料試算[単位：円]

①年金受給者(65歳以上)1人世帯 [世帯主(65歳)のみ] ※基礎+支援

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
令和5年度	18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	442,261	523,776	608,168	699,273
増減	1,440	1,440	4,545	7,005	8,242	9,502	10,777	12,052	13,372	14,797

②年金受給者(65歳以上)2人世帯 [世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)] ※基礎+支援

年収	100万円	153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
令和5年度	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	502,361	583,876	668,268	759,373
増減	2,880	2,880	5,505	11,805	13,042	14,302	15,577	16,852	18,172	19,597

③給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(35歳)のみ] ※基礎+支援

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
令和5年度	18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	436,987	517,543	603,853	694,958
増減	1,440	2,430	6,135	7,185	8,295	9,495	10,695	11,955	13,305	14,730

④給与所得者(65歳未満)3人世帯 [世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)] ※基礎+支援

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
令和5年度	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	527,137	607,693	694,003	780,313
増減	3,600	6,030	10,935	△ 15,665	15,495	16,695	17,895	19,155	20,505	17,135

⑤給与所得者(65歳未満)1人世帯 [世帯主(40歳)のみ] ※基礎+支援+介護

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	21,570	38,300	176,475	258,725	345,675	439,675	533,675	632,375	738,125	849,750
令和5年度	22,890	40,514	181,498	264,238	351,706	446,266	540,826	640,114	746,494	858,784
増減	1,320	2,214	5,023	5,513	6,031	6,591	7,151	7,739	8,369	9,034

⑥給与所得者(65歳未満)2人世帯 [世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)] ※基礎+支援+介護

年収	98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和4年度	43,140	74,250	219,615	330,625	417,575	511,575	605,575	704,275	810,025	905,528
令和5年度	45,780	78,664	227,278	340,538	428,006	522,566	617,126	716,414	822,794	925,058
増減	2,640	4,414	7,663	9,913	10,431	10,991	11,551	12,139	12,769	19,530

5 政令指定都市との保険料率比較

(基礎分+後期高齢者支援金分)

	令和4年度		令和3年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	9.44%(16/21番目)	55,300円(18/21番目)	9.54%(17/21番目)	52,000円(18/21番目)
札幌市	11.56%	62,690円	11.77%	64,450円
仙台市	10.14%	62,310円	10.26%	61,100円
さいたま市	9.68%	40,800円	9.75%	38,600円
千葉市	9.37%	60,840円	9.56%	57,720円
横浜市	9.77%	45,720円	9.60%	44,860円
川崎市	9.18%	48,457円	9.00%	46,523円
相模原市	8.35%	58,500円	7.75%	57,600円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.38%	63,200円	8.38%	63,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.69%	69,900円
名古屋市	9.76%	55,362円	9.52%	52,196円
京都市	10.47%	57,530円	10.39%	55,720円
大阪市	11.46%	73,821円	11.12%	71,230円
堺市	11.19%	73,276円	10.69%	69,126円
神戸市	11.39%	76,300円	12.11%	78,950円
岡山市	10.45%	64,320円	10.45%	64,320円
広島市	8.64%	64,045円	9.76%	66,604円
北九州市	9.90%	63,370円	10.81%	63,070円
福岡市	9.93%	59,353円	10.84%	60,000円
熊本市	10.61%	77,300円	10.61%	77,300円

※1人当たり保険料については、公表しておらず、また、各市の所得が分からないため、算定はできない。

(参考) 令和5年度特別区基準保険料率案と令和4年度の比較

本来案	10.57%(7/21番目)	64,800円(6/21番目)	←独自激変緩和割合を98.6%にする案
抑制案1	9.90%(11/21番目)	61,500円(12/21番目)	←独自激変緩和割合を98.6%にしたうえで、基礎分に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額137億を一般財源として投入する案
抑制案2	9.69%(14/21番目)	61,000円(12/21番目)	←独自激変緩和割合を98.6%にしたうえで、基礎分に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額137億円及び財政安定化基金取崩しによる償還額20億円を一般財源として投入する案
抑制案3	9.59%(15/21番目)	60,100円(13/21番目)	←独自激変緩和割合を97.3%にしたうえで、基礎分に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療費概算額137億円及び財政安定化基金取崩しによる償還額20億円を一般財源として投入する案

国民健康保険事業の実施状況について

1 令和4年度の新型コロナウイルス感染症への取り組み

(1) 保険料の減免

国の財政支援に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響によって減収した世帯等を対象として、申請に基づき保険料を全額若しくは一部免除。

減免は、世帯の主たる生計維持者の収入が、対前年度比で3割以上減収した世帯が対象となる。減免される保険料は令和4年度分の保険料。

○申請者数 341 件、減免額合計 48,400,119 円（令和4年12月末日現在）

(2) 傷病手当金

江東区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）に、傷病手当金を支給する制度を国の財政支援に基づき実施。

支給額は、就労ができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数について、(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2/3 × 支給対象となる日数

○申請者数 255 件、給付金額 9,333,258 円。（令和4年12月末日現在）

なお、今般、国より、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく5類感染症に位置づけ、財政支援を終了する方針が示されたことを踏まえ、令和4年度をもって国民健康保険料の減免措置を終了することとし、傷病手当金については、令和5年5月7日をもって適用期間を終了する。

2 令和5年度の新たな取り組み

口座振替の申込受付について、ホームページやQRコードからインターネット上で口座振替登録ができるWEB口座振替受付サービスを導入し、区役所へのアプローチが不要になることで、区民サービスの向上を図るとともに普通徴収において、唯一の継続した納付が見込める口座振替の申込方法を多様化することで、加入率の向上を図る。

3 総合的な収納対策への取組

[令和4年12月末現在]

インターネットを利用したクレジットカード決済の実施 パソコン、携帯電話からのクレジットカード決済で支払いを簡略化 実績：納付件数・・・ 4,891件、収納・・・ 136,571,438円
口座振替受付サービスの拡充 キャッシュカードによる受付サービスで手続きを簡略化し、庁舎窓口では口座振替申込者に健康グッズを配るキャンペーンを展開 実績：口座振替受付サービス（新規申込）・・・ 1,210件
モバイルレジ納付の実施 モバイルバンキング決済で支払いを簡略化 実績：納付件数・・・ 1,689件、収納・・・ 42,842,449円
電子マネー決済の実施 LINE Pay・Pay Pay等決済で支払いを簡略化 実績：納付件数・・・ 17,763件、収納・・・ 284,265,355円
ペイジー決済の実施 ペイジー決済で支払いを簡略化 実績：納付件数・・・ 14,408件、収納・・・ 432,683,555円
健康保険コールセンター事業の実施 納期限を経過した未納者に電話による早期収納交渉を実施 実績：総架電数・・・ 50,837件、納付約束・・・ 6,721件

4 医療費適正化への取組

(1) 特定健診の受診促進

勧奨はがきによる年3回（6・8・12月）の受診勧奨を行ったほか、高齢者関連施設への受診勧奨ちらしの配架、健診実施機関での受診啓発ポスターの掲示などを行った。

平成26年度以降、39%台で推移していた受診率が、ようやく40%台となったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から再び40%を割り込んだ。傾向としては、女性の受診率に比べ、男性の受診率が低い状況である。今後も積極的な受診勧奨を促すことで、健診を定着させ、特定健診の受診率向上、生活習慣病の早期発見・早期見直しにつなげていく。

【実績（特定健診受診率）】

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
目標値	48%	51%	54%	57%	60%
実績	40.4%	37.9%	39.6%		
(男性)	33.6%	32.0%	33.3%		
(女性)	46.3%	43.2%	46.2%		

(令和3年度法定報告)

(2) 特定保健指導

特定健診の結果を踏まえ、委託事業者（株式会社ベネフィット・ワン）の管理栄養士等の専門職が3～6か月間の支援（動機付け支援：3か月、積極的支援：6か月）を実施した。なお、対象者には電話、はがきによる勧奨のほか、未受診者向けの再勧奨を行った。

対象者は男性が多く、利用率が低い状況である。実施率の向上に向け、委託事業者による積極的な受診勧奨のほか、区報、ホームページ等での啓発を行っていく。

【実績（特定保健指導実施率）】

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
目標値	32%	39%	46%	53%	60%
実績	11.7%	13.2%			
(男性)	10.4%	12.5%			
(女性)	14.2%	14.4%			

(令和2年度法定報告)

(3) 生活習慣病の重症化予防

区内医療機関からの推薦者および健診結果などで抽出した糖尿病患者や糖尿病性腎症のリスクのある対象者に、委託事業者（株式会社ベネフィット・ワン）の管理栄養士等の専門職が自宅訪問や電話等による6か月間の保健指導を実施し、重症化の予防を図った。

その結果、検査数値であるHbA1c、BMIの減少、e-GFRの改善のほか、日常生活における食事・運動面の改善や糖尿病に対する理解度の向上が見られた。また、利用者のうち、糖尿病性腎症、人工透析に移行した者はいなかった。引き続き、医療機関との連携を図りながら、利用者増を目指していく。

○重症化予防事業実施者…12名

(4) 適正受診指導

頻繁に医療機関に通院している対象者向けに、委託事業者（株式会社ユータイズ）の保健師等の専門職が自宅訪問や電話等による保健指導を実施し、医療機関への適切な利用方法や情報提供等を行った。

○適正受診指導実施者…24名

(5) 後発医薬品利用促進

差額が100円以上見込まれる15歳以上の被保険者に、5月以降、年11回後発医薬品利用勧奨通知を送付した。

後発医薬品へ切り替え率は向上しており、国の目標値である80%に近づいている。引き続き、差額通知を送付することで、使用率の向上を図っていく。

○差額通知件数…30,979件（令和5年3月診療分の使用割合：75.6%）

(6) 国民健康保険人間ドック受診費用の助成

令和元年度より、国民健康保険の被保険者の健康増進を図るため、人間ドックを受診した被保険者に対し、受診費用の助成（上限：8,000円）を開始した。なお、令和5年1月末現在の申請数は441件である。対象者は特定健診の受診者として報告が可能となり、受診率の向上を図ることができる。また、特定保健指導が必要な対象者には、受診勧奨も行っている。

5 法定外繰入解消・縮減への取り組み

国は給付に応じた負担を求める仕組みの構築を目指し、本来徴収すべき保険料を一般会計からの繰り入れで軽減することは、給付（医療費）と負担（保険料）の関係を損なうことから、各自治体に法定外繰入の解消を求めている。

特別区及び江東区としても安定的な国民健康保険の運営のため、給付と負担の均衡を目指し、法定外繰入の解消の取り組みを進めている。

【取組内容等】

○特別区の保険料の算定において、段階的に法定外繰り入れを解消・縮減するため、賦課総額に算入すべき納付金について、平成30年度に納付金の94%を算入することを基準に、毎年度1%ずつ算入割合を引き上げることとしている。（令和6年度に100%を算入）

○前記1及び2に掲げる収納対策、および医療費の適正化の取り組みを進め、特別区の対策が完了する令和6年度を基準に法定外繰入の縮減に努める。

【法定外繰入の状況】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
1,692,370 千円	1,793,583 千円	855,894 千円	1,065,845 千円	932,006 千円